様式第３（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

⑴　（略）

⑵　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

⑶　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴・⑵　（略）

⑶～⑿　略

様式第４（第11条関係）

（表）

登録を受けた国際希少野生動植物種	種名	
	区分又は名称	
	登録時（　年　月　日）における主な特徴	
登録をした個体等に係る個体識別番号		
登録年月日		
有効期間の満了の日		
備考		

様式第３（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

⑴　（略）

⑵　環境大臣及び経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

⑶　経済産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴・⑵　（略）

⑶～⑾　略

様式第４（第11条関係）

（表）

登録を受けた国際希少野生動植物種	種名	
	区分又は名称	
	登録時（　年　月　日）における主な特徴	
（新規）		
（新規）		
（新規）		
備考		